

平成26年9月19日（金）

（午前9時30分 開議）

○議長（石橋英和君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は22人で全員であります。

○議長（石橋英和君）これより本日の会議を開きます。

○議長（石橋英和君）この際、報告いたします。

文教厚生委員会委員長 松本君から、平成26年9月17日付をもって議案2件が提出されました。

議案はお手元に配付いたしております。
以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋英和君）これより日程に入り、
日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において3番 高本君、11番 土井君の2人を指名いたします。

日程第2 認定第1号 平成25年度橋本市一般会計決算の認定について から、
日程第15 認定第14号 平成25年度橋本市病院事業会計決算の認定について までの14件

○議長（石橋英和君）日程第2 認定第1号 平成25年度橋本市一般会計決算の認定について から、
日程第15 認定第14号 平成25年度橋本市病院事業会計決算の認定について までの14件を一括議題といたします。

ただ今議題となりました本案に関し、平

成25年度決算審査特別委員会委員長から、委員会において審査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第16 議案第11号 橋本市一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例について から、
日程第20 議案第15号 橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について までの5件

○議長（石橋英和君）日程第16 議案第11号 橋本市一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例について から、
日程第20 議案第15号 橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について までの5件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 21番 岡君。

〔21番（岡 弘悟君）登壇〕

○21番（岡 弘悟君）おはようございます。

それでは、委員長報告をさせていただきます。

去る9月11日の本会議において、本委員会に付託された議案第11号 橋本市一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例について、
議案第12号 橋本市訪問看護ステーションに

勤務する一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例について、議案第13号 橋本市民病院に勤務する一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例について、議案第14号 橋本市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について、議案第15号 橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について を審査するため、9月12日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下、その概要を報告いたします。

議案第11号、議案第12号及び議案第13号は、正規職員以外の嘱託職員や臨時職員の賃金に関して、現在運用している規程や要綱を廃止し、任用形態ごとに橋本市民病院、橋本市訪問看護ステーション、及びこれら以外の部署に勤務する職員にそれぞれ区分し、賃金の額や支給方法等の基本的事項を条例として新たに定めるものである。これは、職員の給与の額及び支給方法は、常勤、非常勤などの勤務形態にかかわらず、条例で定めなければならないと地方自治法に規定されているため、規則等に委任することは許されない、との判断が最高裁判所において示されたことによるものである。

委員から、条例化に伴い、現行の賃金額に変更があるのか、また賃金表において、一般事務（技術）職の補助業務等に従事する者、専門的知識を必要とする業務に従事する者、特に高度な専門的知識等を必要とする業務に従事する者との3区分について、どのような基準があるのか とのただしがあり、現在運用中の規程等をそのまま条例化するもので、賃金額に変更はない。採用する職種の労働市場における給与水準を考慮し、いずれの区分に該当するのか個別に判断している との答弁がありました。

議案第14号は、多様化、高度化する行政ニーズに対応するために多様な任用勤務形態を確保する必要があることから、一定期間内に終了することが見込まれる業務や一時的に業務量の増加が見込まれる業務に従事する者、育児休業中や介護休暇等の部分休業中等の職員の代替として従事する者等を、一定の期間内において採用することを新たに定めるものである。

委員から、定年退職後に年金を満額受給するまでの一定期間再雇用している職員の位置付けについて ただしがあり、本条例に規定する一般職の任期付職員や橋本市職員の再任用に関する条例に規定する再任用ではなく、議案第11号等で規定する一般職非常勤嘱託職員として採用している。この採用の場合、職員定数に含まずに運用できる との答弁がありました。

高度な専門的知識経験を有する者の採用について、債権回収業務を行う部署を新設した場合、弁護士の雇用が考えられるがどうか。また、過去において本市に専門的知識経験者が採用されていたか とのただしがあり、和歌山市と三重県名張市においては、弁護士を雇用し、特定任期付職員の給料表における3号給を支給していることを確認している。本市では、過去に一級建築士資格を持つ職員を採用していたが、現在はいない との答弁がありました。

特定任期付職員の給料額と一般非常勤嘱託職員や臨時的任用職員の賃金額とに大きな差があることについて ただしがあり、嘱託職員等については、勤務時間が正規職員と比べすこし短い雇用形態となっていること、特定任期付職員については、一定期間内において、正規職員と同等かそれ以上の能力が求められ、高い賃金と身分保障により採用できるよう規定しているためである。給料額等については、

国の基準に基づいて定めているとの答弁がありました。

議案第15号は、議案第14号の制定に伴い、橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例と橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正し、再任用短時間勤務職員の勤務時間等に関する規定を追加するとともに、議案第11号、第12号、第13号の制定に伴い、橋本市職員の給与に関する条例における臨時職員等の給与の額に関する規定を削除するものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

以上です。議員皆さまのご賛同、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（石橋英和君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようので、質疑を終結いたします。

これより議案第11号から議案第13号までの3件を一括して討論を行います。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、議案第11号 橋本市一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例についてから、議案第13号 橋本市民病院に勤務する一般職非常勤嘱託職員等の賃金等に関する条例について までの3件を一括して採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号から議案第13号までの3件については、委員長報告のとおり可決さ

れました。

次に、議案第14号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、議案第14号 橋本市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、議案第15号 橋本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第16号 橋本市鳥獣被害対策実施隊条例について と、日程第22 議案第42号 市道路線の認定及び廃止について の2件

○議長（石橋英和君）日程第21 議案第16号 橋本市鳥獣被害対策実施隊条例について と、日程第22 議案第42号 市道路線の認定及び廃止について の2件を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。
経済建設委員会委員長 8番 山田君。

〔8番（山田哲弥君）登壇〕

○8番（山田哲弥君） それでは、委員長報告を行います。

去る9月11日の本会議において、本委員会に付託された議案第16号 橋本市鳥獣被害対策実施隊条例について、議案第42号 市道路線の認定及び廃止について を審査するため、9月16日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下、その概要を報告いたします。

議案第16号は、近年拡大している有害鳥獣による農作物の被害の防止及び軽減を図るため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の規定に基づき、鳥獣被害対策実施隊を設置するため新たに条例を制定するものである。

委員から、隊員の人数について規定がないこと、また、実際に委嘱する人数について ただしがあり、猟友会の会員全123人と市所管職員2人に委嘱または任命することを考えている。現状、猟友会の会員数が減少傾向にあるため、条例では定数の規定を設けていないとの答弁がありました。

猟銃所持許可更新経費、並びに今回の鳥獣被害対策に係る国の補助について ただしがあり、猟銃所持許可更新には技能講習受講等に最大約7万円必要である。また、鳥獣被害対策に係る経費のうち鳥獣被害対策推進協議会に係る経費については、200万円までは100%、200万円を超える分については2分の1が国から補助され、実施隊に係る経費を含む市の持ち出し分については、その80%が特別地方交付税により措置される との答弁がありました。

議案第42号は、民間事業者による住宅地造

成後、個人に換地され宅地購入者の私道として販売された道路について、行政サービスの不均衡を是正するため本市が帰属を受ける御幸が丘9号線から同13号線までの5路線、並びに県により建設され本市が移管を受ける小原田明光支線を新たに市道認定するものと、御幸辻駅前広場と連動し整備する御幸辻前歩専1号線及び御幸辻駅前1号線から同4号線までの5路線を計画認定するもの、また、国道371号バイパス開通に伴い南海高野線5号踏切を廃止することにより、市道御幸辻三石山線の一部を廃止するものであり、委員会はさきに現地に出向き、調査の後、審査を行いました。

委員から、当該住宅地造成区域内において、今回認定できなかった1路線の今後の見通しについて ただしがあり、道路敷地の所有権に係る相続登記等の問題が解決すれば市に寄附いただき市道認定していく との答弁がありました。

以上でございます。議員各位のご賛同、よろしく願いいたします。

○議長（石橋英和君） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 中西君。

○7番（中西峰雄君） ちょっとお尋ねしたいんですけども、議案第42号につきまして、民間宅地開発業者が開発した私道を市道に移管するものでございますが、この移管におきまして、登記手続きがどういうふうにされたのかということについてお尋ねしたいと思っております。

といいますのは、こういう路線が結構市内にたくさんありまして、市道に認定してほしいという要望を私どもも受けることが多いわけですけども、今後、そういう要望をされた方々に対しても、きちっと説明をしていかな

ければなりませんので、この路線について、所有権移転登記が済まされているのかどうか。あるいは今後、所有権移転登記を済まさないで市道認定ということにはならないのかどうかということについて、お尋ねしたいと思います。

○議長（石橋英和君） 8番 山田君。

○8番（山田哲弥君）ただ今、中西議員のほうから質問がございました。それについては、ここにも書いてあるとおり、私が冒頭に申し上げたとおり、私道敷地の所有権に係る相続登記等の問題が解決すればということで、それが解決できれば市道として認定していくというようなことになってまして、これにつきましては、だから個人的な問題も絡んでくるのではないかと思いますので、なかなか市としても市道と認定するわけには、やはり確約、個人の所有者が納得してはじめて、それだったら寄附いたしましょうというようなことになれば、直ちに市道認定をしてまいるということでございます。

それから、移転登記とかこういったことについては、個人的なこともございますので、市としてもなかなか、早いこととしてよとかいうわけにもまいらんのじゃないかと。やはり個人の所有者の意思を尊重していかなければいけないのではないかと、このように思う次第でございます。

○議長（石橋英和君） 7番 中西君。

○7番（中西峰雄君）個人的に相続登記との問題の件ではなくて、この議案第42号で市道認定をされました路線の登記が、所有権移転登記がもう済んでいるのかどうかということをお聞きしたかったんです。

で、今後もこの市道認定をしていく上で、実際なかなか、分筆登記をして、あるいは地籍が入ればいいんですけども、そうでなければそれに費用がかかるものですから、登記

ができないがために、これまで市道認定できないですよという説明を受けてきたこともありますので、今後、この登記ができるかどうかということが市道認定に影響するかどうかということをお聞きしたいわけですね。

○議長（石橋英和君）中西議員、当局に向けての質問のように受けとめられる節もあるんですが、委員長報告に対する質問ということで、そういったことで委員長お答え願えますか。

8番 山田君。

○8番（山田哲弥君）委員会では、中西議員のおっしゃるような質問等はございませんし、はい。そういうことでございまして、それから地籍調査については、既にここは終了しておると。完了しておるということでございます。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第16号の討論に入ります。討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第16号 橋本市鳥獣被害対策実施隊条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第42号 市道路線の認定及び廃止について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第23 議案第7号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について から、
日程第26 議案第10号 橋本市支給認定及び保育の利用に関する条例についてまでの4件

○議長（石橋英和君）日程第23 議案第7号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について から、日程第26 議案第10号 橋本市支給認定及び保育の利用に関する条例について までの4件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 17番 松本君。

〔17番（松本健一君）登壇〕

○17番（松本健一君）これより文教厚生委員会報告を行います。

去る9月11日の本会議において、本委員会に付託された議案第7号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、議案第8号 橋本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、議案第9号 橋本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、議案第10号 橋本市支給認定及び保育の利用に関する条例について を審査するため、9

月17日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下、その概要を報告いたします。

議案第7号は、子ども・子育て支援新制度において、学校教育法や児童福祉法等に基づく認可等を受けた教育・保育施設や地域型保育施設が申請を行い、市町村は対象施設・事業等の運営基準に照らし合わせ、給付による財政支援の対象となることを確認することになるが、その運営基準については、子ども・子育て支援法により給付の実施主体である市町村が条例で定めることとなるため、本市では国が示す基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから、国が示す基準どおりに新たに条例で定めるものである。

委員から、利用申し込みを受けたときの正当な理由のない提供拒否の禁止規定について、「正当な理由」とは何か とのただしがあり、利用定員を超過していたり、申し込みを受け付けた時点で定員を超過してしまう場合である。その他特別な事情がある場合も考えられるが、現時点では国は明確な基準を示していないとの答弁がありました。

特定地域型保育事業者が連携施設確保に5年間の猶予期間を設ける経過措置を規定しているが、連携施設が確保できていないと困らないか とのただしがあり、この経過措置は連携施設の確保が著しく困難であり、一方、適切な支援を行うことができると市が認めた場合に限られており、本市には連携施設となり得る保育園、認定こども園等が複数あるため、この経過措置を実際に適用することはないと考えている との答弁がありました。

特定地域型保育4事業の本市における需要と今後の見通しについて ただしがあり、国において、ゼロ歳から2歳児において待機児童が多い現状から新たに設けられた事業であ

るが、本市においても需要予測を行い、子ども・子育て会議でも確保方策を議論していたが、認定こども園整備の進展や私立保育園の開園予定などの現状から、ゼロ歳から2歳児の保育需要については対応可能であり、需要の見込みはないと予測しているとの答弁がありました。

新制度開始による業務量増加が見込まれるが、担当する職員体制はどうかとのただしがあり、利用に必要な認定業務や私立幼稚園の保育料の設定業務等の業務量増加が見込まれる。しかしながら、現時点では必要となる正確な職員数については算出していないとの答弁がありました。

現行の保育制度から新制度移行に関する主な改正点についてただしがあり、現在保育所を利用する場合、保育に欠ける、欠けないという観点で判断しているが、新制度では保育の必要性から判断し、月120時間以上の就労要件が月48時間へ変更されるほか、DV等複数の利用事由が追加され、より柔軟な運用となるとの答弁がありました。

議案第8号は、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育所の設備及び運営の基準について、議案第7号と同様に、国の示す基準どおりに条例で新たに定めるものである。ただし、一部の基準について条例施行日までに満たすことができない学童保育所があることから、5年の猶予期間を認める経過措置を設けている。

委員から、児童一人当たりの施設面積基準1.65㎡を満たしていない学童保育所についてただしがあり、紀見地区学童保育所と城山地区学童保育所については、それぞれ改修工事により面積が2倍以上になるので基準を満たすことになる。三石地区学童保育については、増築した場合に運営が2箇所に分かれることが課題であり、来年度以降の整備とし

て考えているとの答弁がありました。

非常災害対策や緊急時等における各学童保育所の対応についてただしがあり、緊急避難と消火訓練は年1回実施しており、体制はできているが、防災マニュアルを整備できていない学童保育所があることを確認しており、今後、作成の徹底を指導していきたいとの答弁がありました。

学童保育所によるAED設置要望についてただしがあり、学童保育所が学校施設を利用していることから、学校に設置されたAEDを共有していただくことになる。現状では、休校時には窓ガラスを破壊して校内に侵入する必要がある学校もあることから、より使用しやすい設置場所を現在検討している。また、市が学童保育所に支出している運営補助金により、リース等での設置を求めていきたいとの答弁がありました。

議案第9号は、児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の設備及び運営の基準について、議案第7号と同様に、国の示す基準どおりに条例で新たに定めるものである。ただし、国の基準の離島に関する項目は削除している。

委員から、家庭的保育者の要件として、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者についてただしがあり、具体的な要件については国から示されていないが、放課後児童健全育成事業等における職員要件については、社会福祉士、教諭資格を有する者などとの基準が示されていることから、これらを参考にしながら定めていきたいとの答弁がありました。

議案第10号は、子ども・子育て支援法において、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を行う仕組みとなるため、保育の必要性

の基準は国が定めるが、運用については市町村に委任されることから、保育を必要とする子どもの認定事由、利用時間の区分、優先利用の基準等について、新たに条例で定めるとともに、これまでの橋本市保育の実施に関する条例を廃止するものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

以上、文教厚生委員会委員長報告といたします。

○議長（石橋英和君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第7号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

2番 阪本君。

〔2番（阪本久代君）登壇〕

○2番（阪本久代君）議案第7号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、反対の立場から討論を行います。

本条例は、子ども・子育て支援法の規定により、市町村が基準を定める必要があることから定めるものです。子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度の最大の特徴は、これまでの市町村の責任によって保育を提供する現物給付の制度を改め、利用者と事業者の直接契約を起点にする現物給付の仕組みへの変更です。市町村は保育の契約に介入することはできないため、市町村の責任が後退し、保育の市場化に道が開かれることとなります。

さらに、新制度では新たに地域型保育の各事業類型が導入され、保育所等に比べて保育者の資格要件の緩和などが国基準に盛り込ま

れ、施設、事業によって保育に格差が持ち込まれることになってしまいました。新制度は、子どもの権利保障という点から見ても多くの問題を抱えています。

また、本条例では上乗せ徴収ができるようになっており、保護者の負担が増える可能性があります。

以上をもって反対討論といたします。

○議長（石橋英和君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第7号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石橋英和君）起立多数であります。

よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第8号 橋本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

2番 阪本君。

〔2番（阪本久代君）登壇〕

○2番（阪本久代君）議案第9号 橋本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、反対の立場から討論を行います。

地域型保育事業について、平成27年度から実施予定の施設は現在のところないということ、橋本市では需要の見込みがないと予測しているということですが、認可を受ければ公的助成を受け取ることができるのですから、今後、申請がないとは言い切れません。保育所等に比べて保育者の資格要件が緩和されていますので、保育の必要性が認定された子どもが、認可保育所で保育を受ける場合と小規模保育事業で保育を受ける場合とで格差ができます。保育の平等性、子どもの安全の点からも、認可保育所と同じ保育条件にすることが重要です。この点から十分とは言えず、反対いたします。

○議長（石橋英和君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないので、こ

れをもって討論を終結いたします。

これより、議案第9号 橋本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石橋英和君）起立多数であります。

よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第10号 橋本市支給認定及び保育の利用に関する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。